

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	特別児童扶養手当システム 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、特別児童扶養手当システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

奈良県知事

## 公表日

令和6年3月22日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の内容	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の要件を満たした障がい児を養育している保護者に対して特別児童扶養手当を支給している。特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <p>①法第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係わる事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②法による特別児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③法第13条の未支払いの手当の請求の受理、その請求に係わる事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係わる事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑥法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑦番号法第19条第7項別表第二に規定する情報提供</p>
③対象人数	<p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	特別児童扶養手当システム
②システムの機能	<p>①認定請求処理 認定請求書を受け付け、受給者情報を登録し、認定・却下を行う。</p> <p>②継続認定処理 現況届、所得状況届の入力を行い、8月から翌年7月までの支給区分、支給額を決定する。</p> <p>③各届の処理 額改定請求、額改定届、資格喪失届、支給停止関係届、住所変更届、氏名変更届、死亡届、有期再認定請求等の処理を行う。</p> <p>④支払処理 受給者への支払を定時・随時に行う。(県が直接支払う分と厚生労働省が支払う分に合わせた支払データを作成する。)</p> <p>必要な場合支払の差止め、支払額の調整を行う。</p> <p>⑤年齢到達・時効・有期認定・現況届未提出の処理 年齢到達対象者の抽出し、資格喪失等の処理を行う。 時効対象者の抽出、処理を行う。 有期認定者の抽出、診断書等の提出通知を行う。 現況届未提出者の一覧表作成を行う。</p> <p>⑥統計処理 福祉行政報告例第26表、受給者数等報告書、市町村別受給者数、月別支払状況等を作成する。</p> <p>⑦各種帳票出力 受給資格者台帳、手当証書、債権管理台帳の印刷、各事務処理に合わせた一覧表、受給者、市町村宛通知書等の印刷を行う。</p> <p>⑧台帳照会 受給資格者、児童に関する情報(支払、所得状況の履歴を含む)の検索・表示を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの間接サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                    [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム           [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他    ( 中間サーバー )</p>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、税務総合システムなど既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>2 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>3 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>4 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>5 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>6 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</li> <li>7 データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>8 セキュリティ管理機能: 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</li> <li>9 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>10 システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
特別児童扶養手当システムファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の46の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項  [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課
②所属長の役職名	奈良っ子はぐくみ課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内に住所を有し、対象児童を監護する父もしくは母、又は養育者(父もしくは母にかわり児童を監護、同居し生計維持する者)</li> <li>・日本国内に住所を有し以下に該当する20歳未満の児童               <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害を支給事由とする年金給付を受けていない。</li> <li>②児童福祉施設に入所していない。</li> <li>③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第3項の別表第3に該当する障害の状態にある。</li> </ul> </li> <li>・受給者の配偶者、扶養義務者</li> </ul>
その必要性	特別児童扶養手当法の規定により支給要件及び支給制限の審査をするに当たって、支給対象となる受給資格者、支給額の基礎となる児童、所得による支給制限の対象となる配偶者、扶養義務者の真正性の確認及び審査に必要な情報の関係機関からの取得に個人番号が必要となる。 また、番号法第二十二条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(特別児童扶養手当関係情報)を「副本」として保存するために個人番号が必要となる。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個人番号, その他識別情報 特別児童扶養手当法の規定により支給要件及び支給制限の審査をするに当たって、受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の真正性の確認及び審査に必要な情報の関係機関からの取得を行うため。</li> <li>②4情報, 連絡先, その他住民票関係情報 特別児童扶養手当法に規定された国内居住要件等の審査の根拠及び証書、通知書等の送付を行うため。</li> <li>③地方税関係情報 特別児童扶養手当法に規定された所得による支給制限の審査及びその根拠とするため。</li> <li>④児童福祉・子育て関係情報 受給者に特別児童扶養手当の支給関係の処理を行うため。</li> <li>⑤障害者福祉関係情報 特別児童扶養手当法に規定された障害の程度による支給要件の審査及びその根拠とするため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="radio"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 ) <input type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="radio"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	支給要件及び支給制限の審査	
④使用の主体	使用部署	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得するため	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書記載事項の真正性確認を行うため、申請書に記載された個人番号と個人番号カードに記載された個人番号を目視にて突合する</li> <li>・情報提要ネットワークシステムから入手した地方税関係情報、住民票関係情報及び年金関係情報と突合する。</li> <li>・統合宛名システムを介して直近の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)と突合する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 1) 件	
委託事項1	特別児童扶養手当システムの保守	
①委託内容	特別児童扶養手当システムソフトウェア保守委託	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 8 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長 等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他7事務
③提供する情報	特別児童扶養手当の支給情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	対象児童を監護する父もしくは母、又は養育者(父もしくは母にかわり児童を監護、同居し生計維持する者)で特別児童扶養手当の支給を受けている者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を求められたら都度
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>&lt;特別児童扶養手当システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入退室管理システムを導入しているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。</li></ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li><li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li></ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。</li><li>・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップは遠隔地のデータセンターのサーバ室で保存することとしている。</li></ul>
--------	--

7. 備考

—

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### <番号管理データ>

1.福祉事務所コード 2.証書記号 3.証書番号 4.対象者区分 5.児童番号 6.所得年度 7.履歴番号 8.世代番号 9.個人番号 10.業務宛名番号 11.団体内統合宛名番号 12.入力利用者ID 13.入力年月日 14.更新利用者ID 15.更新フォームID 16.更新年月日 17.更新時分秒 18.更新カウント

### <受給者データ>

1.福祉事務所コード 2.証書記号 3.証書番号 4.世代番号 5.受給者状態コード 6.受給者氏名カナ 7.受給者氏名漢字 8.受給者性別 9.受給者生年月日 10.受給者配偶者有無 11.受給者外国人区分 12.受給者在留終了年月日 13.住所コード 14.丁目番地 15.団地等 16.郵便番号 17.電話番号 18.支払方法 19.郵便局コード 20.郵便局名 21.通帳記号 22.通帳番号 23.通帳名義人 24.金融機関コード 25.金融機関支店コード 26.預金種別 27.口座番号 28.口座名義人 29.認定年月日 30.請求年月日 31.支給開始年月 32.支給区分 33.支給区分詳細 34.転入年月日 35.転入元都道府県コード 36.転入元市町村コード 37.転出年月日 38.転出先都道府県コード 39.転出先市町村コード 40.管外転出日 41.管外転出先福祉事務所コード 42.資格喪失事由 43.資格喪失年月日 44.支給停止事由 45.支給停止年月日 46.支給差止事由 47.支給差止年月日 48.旧受給者氏名カナ 49.旧受給者氏名漢字 50.旧住所コード 51.旧丁目番地 52.旧団地等 53.旧郵便番号 54.旧電話番号 55.旧支払方法 56.旧郵便局コード 57.旧郵便局名 58.旧通帳記号 59.旧通帳番号 60.旧通帳名義人 61.旧金融機関コード 62.旧金融機関支店コード 63.旧預金種別 64.旧口座番号 65.旧口座名義人 66.入力利用者ID 67.入力年月日 68.更新利用者ID 69.更新フォームID 70.更新年月日 71.更新時分秒 72.更新カウント

### <児童データ>

1.福祉事務所コード 2.証書記号 3.証書番号 4.児童番号 5.世代番号 6.児童氏名カナ 7.児童氏名漢字 8.児童性別 9.児童生年月日 10.児童続柄コード 11.児童続柄名 12.児童同居別居区分 13.児童外国人区分 14.児童在留終了年月日 15.児童障害種別 16.児童障害名 17.児童級 18.児童障害認定終了年月 19.児童再診有無 20.児童年金種類 21.児童年金記号 22.児童年金番号 23.児童年金等級 24.児童手帳種類 25.児童手帳記号 26.児童手帳番号 27.児童手帳等級 28.父氏名 29.母氏名 30.非該当事由 31.非該当年月日 32.非該当予定事由 33.非該当予定年月日 34.該当年月日 35.他支給証書記号 36.他支給証書番号 37.入力利用者ID 38.入力年月日 39.更新利用者ID 40.更新フォームID 41.更新年月日 42.更新時分秒 43.更新カウント

### <所得データ>

1.福祉事務所コード 2.証書記号 3.証書番号 4.所得年度 5.世代番号 6.所得状況届提出有無 7.支給区分 8.支給区分詳細 9.支給停止事由 10.請求者所得証明有無 11.請求者扶養人数 12.請求者老人扶養人数 13.請求者特定扶養人数 14.請求者特定扶養等人数 15.請求者所得額 16.請求者障害者控除 17.請求者特別障害者控除 18.請求者老年寡婦等控除 19.請求者配偶者特別控除 20.請求者社会保険等控除 21.請求者その他控除 22.請求者控除後所得額 23.配偶者氏名 24.配偶者所得証明有無 25.配偶者扶養人数 26.配偶者老人扶養人数 27.配偶者所得額 28.配偶者障害者控除 29.配偶者特別障害者控除 30.配偶者老年寡婦等控除 31.配偶者配偶者特別控除 32.配偶者社会保険等控除 33.配偶者その他控除 34.配偶者控除後所得額 35.扶養義務者氏名 36.扶養義務者続柄名 37.扶養義務者所得証明有無 38.扶養義務者扶養人数 39.扶養義務者老人扶養人数 40.扶養義務者所得額 41.扶養義務者障害者控除 42.扶養義務者特別障害者控除 43.扶養義務者老年寡婦等控除 44.扶養義務者配偶者特別控除 45.扶養義務者社会保険等控除 46.扶養義務者その他控除 47.扶養義務者控除後所得額 48.生活保護有無 49.災害有無 50.入力利用者ID 51.入力年月日 52.更新利用者ID 53.更新フォームID 54.更新年月日 55.更新時分秒 56.更新カウント

### <支払実績データ>

1.福祉事務所コード 2.証書記号 3.証書番号 4.支払年月 5.手当対象年度 6.手当対象期 7.手当対象年月 8.世代番号 9.支払福祉事務所コード 10.支払方法 11.束番号 12.支払金額 13.調整金額 14.支払年月日 15.支給区分 16.1級児童数 17.2級児童数 18.現金証書半券回収日 19.消込フラグ 20.入力利用者ID 21.入力年月日 22.更新利用者ID 23.更新フォームID 24.更新年月日 25.更新時分秒 26.更新カウント

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
特別児童扶養手当システムファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;特別児童扶養手当システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種申請書の記載要領を示し、申請者が誤って対象者以外を記載することがないように支援している。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名システムは、番号制度利用対象システムのみ接続し、対象外のシステムは接続しない。</li> <li>団体内統合宛名システムは、主に業務システムから統合宛名管理上で必要な項目のみ連携することを想定しており、業務データは保有しない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;特別児童扶養手当システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名システムを除く、他システムとのオンライン連携は行わない。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係事務省令に定められた業務に従事する職員以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みであり、団体内統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持しており、当該事務に必要な情報との紐付けは物理的に不可能である。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;特別児童扶養手当システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別児童扶養手当システムを利用する職員ごとに利用者IDを割り当て、パソコン起動時にIDとパスワードによる認証を行っている。また、システム起動時にID・パスワードによる認証を行っている。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。</li> <li>なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止し、個人ごとにユーザIDを付与する。</li> <li>認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要ない時はシステムを起動させない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>端末機のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>&lt;特別児童扶養手当システムにおける措置&gt; 委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・収集の制限</li> <li>・目的外利用・提供の禁止</li> <li>・漏えい、滅失及びびき損の防止</li> <li>・従事者の監督</li> <li>・複写又は複製の禁止</li> <li>・再委託の禁止(承諾を受けたものは除く)</li> <li>・資料等の返還等</li> <li>・取扱状況についての指示等</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; 委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・収集の制限</li> <li>・目的外利用・提供の禁止</li> <li>・漏えい、滅失及びびき損の防止</li> <li>・従事者の監督</li> <li>・情報の複写又は複製の禁止</li> <li>・再委託の禁止(承諾を受けたものは除く)</li> <li>・資料等の返還等</li> <li>・取扱状況についての指示等</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;特別児童扶養手当システムにおける措置&gt;                  ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;                  ・番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、法規定に従い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>・特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみアクセスできるように制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。</p> <p>・ファイアウォール、ルーター等のシステム防護措置により、団体内統合宛名システムを無権限のアクセスから保護する措置を講ずる。</p> <p>・ネットワーク上の利用制限により、庁外から団体内統合宛名システムへ接続することを制限する。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>&lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>&lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞  
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。  
 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞  
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      [    ] <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div>
具体的な方法	<p>&lt;特別児童扶養手当システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。</li> <li>・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲罰の対象となりうる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けている。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	奈良県文化・教育・くらし創造部子ども・女性局奈良っ子はぐくみ課 放課後児童・手当係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8606 FAX:0742-27-2023
②対応方法	問い合わせ時に、問い合わせ内容と対応内容を記録しておく。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年2月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ヲ、同条第3号ヲ、同条第4号、第19条第1号ネ、同条第2号から第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ネ及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第7項、別表第二の30の項、116の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ※番号法第19条第7号 別表第二の66の項のうち年金給付関係情報に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ヲ、同条第3号ヲ、同条第4号、第19条第1号ネ、同条第2号から第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ネ、同条第2号から第5号まで及び第59条の2第1号ル ※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項	事後	根拠法令改正による修正 (法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更に当たらないため事後に報告)
平成29年7月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 金剛 真紀	子育て支援課長 正垣 豊治	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成29年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	実際の保有開始日を記載 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成29年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている( 8件)	[○]提供を行っている( 7件)	事後	誤字脱字の修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成29年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1~7 ⑦次期・頻度	照会を求められたら都度(平成26年度 実績なし)	照会を求められたら都度	事後	直近の状況を記載 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成29年7月27日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 子育て支援係	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係	事後	組織編成による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県医療福祉部こども・女性局子育て支援課	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課	事後	組織改正による修正

平成31年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 正垣 豊治	子育て支援課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の116の項 ※番号法第19条第7項、別表第二の116の項に係る主務省令は未制定	・番号法第19条第7号 別表第二の116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2第1号ワ	事後	法令の制定による修正
平成31年3月8日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	奈良県総務部総務課 県政情報係	奈良県総務部法務文書課 県政情報係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月27日	平成31年3月8日	事後	時点修正

令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの間接サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p> <p>11 住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムと回線連携するための機能</p>	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの間接サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]住民基本台帳ネットワークシステム	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]税務システム	[ ]税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和2年3月17日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ワ、同条第3号ワ、同条第4号、第19条第1号ネ、同条第2号から第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ネ、同条第2号から第5号まで及び第59条の2第1号ル ※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第3号、同条第4号ワ、第19条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで及び第59条の2第1号ワ ※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ワ、同条第3号ワ、同条第4号	・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第3号、同条第4号ワ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ネ及び同条第2号から第5号まで	・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ム及び同条第2号から第6号まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第9号	・番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト及び同条第6号ロ	・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ及び同条第6号ワ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号ネ及び同条第2号から第5号まで	・番号法第19条第7号 別表第二の87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号ム及び同条第2号から第6号まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内に住所を有し、対照児童を監護する父もしくは母、又は養育者(父もしくは母にかわり児童を監護、同居し生計維持する者)</li> <li>・日本国内に住所を有し以下に該当する20歳未満の児童 <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害を支給事由とする年金給付を受けていない。</li> <li>②児童福祉施設に入所していない。</li> <li>③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第3項の別表第3に該当する障害の状態にある。</li> </ul> </li> <li>・受給者の配偶者、扶養義務者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内に住所を有し、対象児童を監護する父もしくは母、又は養育者(父もしくは母にかわり児童を監護、同居し生計維持する者)</li> <li>・日本国内に住所を有し以下に該当する20歳未満の児童 <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害を支給事由とする年金給付を受けていない。</li> <li>②児童福祉施設に入所していない。</li> <li>③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第3項の別表第3に該当する障害の状態にある。</li> </ul> </li> <li>・受給者の配偶者、扶養義務者</li> </ul>	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	対照児童を監護する父もしくは母、又は養育者(父もしくは母にかわり児童を監護、同居し生計維持する者)で特別児童扶養手当の支給を受けている者	対象児童を監護する父もしくは母、又は養育者(父もしくは母にかわり児童を監護、同居し生計維持する者)で特別児童扶養手当の支給を受けている者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年3月8日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

<p>令和3年3月19日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第3号、同条第4号ワ、第19条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで及び第59条の2第1号ワ ※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号</p>	<p>[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ワ、同条第4号ワ、同条第6号ワ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
<p>令和3年3月19日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1</p>	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第3号、同条第4号ワ ②提供先における用途 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務</p>	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長 等 ①法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ワ、同条第4号ワ、同条第6号ワ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 ②提供先における用途 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他7事務</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>



令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	III リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	奈良県総務部法務文書課 県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課 放課後児童・手当係	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長	奈良っ子はぐくみ課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ワ、同条第4号ワ、同条第6号ワ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで</li> <li>※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の66の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号</li> </ul>	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ワ、同条第4号ワ、同条第6号ワ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第3号ヌ、第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで</li> <li>※番号法第19条第8号、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の66の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和4年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	提供先1 都道府県知事又は市町村長 等 ①法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ワ、同条第4号ワ、同条第6号ワ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 ②提供先における用途 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他7事務	提供先1 都道府県知事又は市町村長 等 ①法令上の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ワ、同条第4号ワ、同条第6号ワ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第3号又、第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第8号、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 ②提供先における用途 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他7事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年1月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	1万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条各号	・番号法第9条第1項 別表第一の46の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正

<p>令和6年3月22日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ヲ、同条第4号ワ、同条第6号ヲ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第3号ヌ、第31条第1号ワ、同条第2号ヲ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第8号、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号</p>	<p>[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項</p> <p>[照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正</p>
<p>令和6年3月22日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1①法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ヲ、同条第4号ワ、同条第6号ヲ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第3号ヌ、第31条第1号ワ、同条第2号ヲ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第8号、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</p>	<p>・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正</p>